原著論文

父子関係の推定と DNA 鑑定

――市民意識調査から考える立法の課題――

山 崎 優 子・金 成 恩

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構専門研究員・

立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構助教)

戸籍上の父子関係が、必ずしも生物学的な父子関係ではない。DNA 鑑定によって、戸籍上の父が生物学的な父ではないということが明らかになり、父子関係の決定をめぐり、民事裁判で争われるケースがある。平成 26 年に最高裁で父子関係が裁判で争われたケースはこの一例である。嫡出推定、嫡出否認(否認権は夫のみにある)については、120 年前の民法で規定されており、当該判決は、これらの民法の解釈に基づくものであった。本研究では、上記判決や父子関係の決定をめぐる様々な議論に対する市民の認識を明らかにする目的で、2016 年 3 月に、性別および年齢に偏りのない市民520 人を対象にインターネット調査を実施した。調査の結果、上記判決に対する賛否に偏りはなかった。また、性別や年齢層を問わず、子の立場や子の父子関係についての要望を優先することに同意する傾向がみられた。しかし、男性の方が現行法を支持し、女性の方が現行法改正を志向する傾向にあった。現在、嫡出推定・否認制度が制定された時代には予想できなかった、代理出産や DNA 親子鑑定の容易さなどの問題が生じており、最高裁はこれらの問題に対して、立法による問題解決を求めている。子の福祉を第一に考えるということに関して、性別、年齢、立場に関わらず、市民の同意が得られるのであれば、社会の変化や子のおかれる環境の変化にともない、嫡出推定・否認制度を改正することに対して一定の理解は得られると思われる。

キーワード: 父子関係の推定, DNA 鑑定, ネット調査, 民事裁判立命館人間科学研究, No.40, 15-26, 2019.

I. 問 題

戸籍上の父子関係が、必ずしも生物学的な父子関係ではない。DNA 鑑定によって、こうした事実が明らかになり、父子関係の決定をめぐり、民事裁判で争われるケースがある。

最高裁第一小法廷は、平成26年7月17日に親子関係不存在確認に関する2つの最高裁判決1)を下した。2つの最高裁判決【旭川ケース】と【大阪ケース】は、いずれも婚姻中に妻が、

1) 最一小判平 26 年 7 月 17 日判時 2235 号 14 頁

他の男性と関係を持つようになり、子を懐胎し 出産したが、DNA親子鑑定の結果、夫と子との 間に生物学上の父子関係が認められないと判明 した事実関係の下で、妻が子の法定代理人とし て、夫に対して親子関係不存在確認の訴え²⁾を

2) 嫡出推定された子との法的父子関係を否定 (解消) するためには、原則として嫡出否認の訴えをしなければならない。しかし嫡出子として推定されるが、推定の根拠となる性行為が夫婦の間にない場合一婚姻後 200 日以内に生まれた子、夫が服役中に妊娠した場合、夫が行方不明中に妊娠した場合、長期間別居している場合、夫の生殖不全など―は、妻が懐胎した子を夫の子と推定することができない。このような子を「推定の及ばない子」とし、推定の及ばない子に対しては、嫡出否認の訴えで

提起した事案である。本稿では、原則として、 旭川ケース(以下、「本件」という)のみを扱う。 本件の事実関係の概要は下記のとおりである³⁾。

(1) A (女) と Y (男) は平成 11 年から婚姻 関係にあった。(2) しかし、A は Y と同居して 夫婦の実態を保ちながら、平成20年ころからB (男) と交際をはじめた。(3) A は平成 21 年に 妊娠したが、Bとの間の子であると思い、Yに は黙って病院に行き、同年に子Xを出産した。(4) Yは、Aから Xが Yの子ではない旨を告げられ た上で、Yは、XをYとAの子として出生届を 提出し、自らの子として監護養育した。(5) Y と A は平成 22 年に、 X の親権者を A と定めて、 協議離婚した。現在、AとXは、Bと生活して いる。(6) Aは、平成23年、Xの法定代理人と して、Yに対して親子関係不存在確認の訴えを 提起した。(7) Aが私的に行った DNA 親子鑑 定の結果は、BがXの生物学上の父である確率 は99.99998%であるとされている。

第一審 (旭川家裁平成23年12月12日民集68巻6号568頁) は、Xの請求を認容するものであった。Yはこの判決を不服として控訴したが、第二審 (札幌高裁平成24年3月29日民集68巻6号572頁) も第一審を支持した。そこでYは上告した。最高裁は第二審を破棄して第一審判決を取消し、本件訴えを棄却した4)。本件の主な争点は、民法772条の嫡出5)推定をうける

はなく、親子関係不存在確認の訴えでその父子関係を争うことができる。

子について、法律上の父子関係が生物学上の父子関係と異なることが(DNA鑑定によって)明らかな場合で、母と子が(DNA鑑定によって明らかにされた)生物学上の父と新たな家庭を築き、子を監護養育しているといった事情がある場合に、嫡出推定・否認が排除されるかどうかである。

民法 772 条は嫡出推定制度 6) の立法目的とし て、①夫の子である蓋然性が高い、②法律上の 父子関係を速やかに確定する。③家庭内の事情 を公にしないという利益に資するといった3点 が挙げられている(二宮周平 2013)。嫡出推定 をうける子と、夫との法律上の父子関係を否定 するためには、嫡出否認の訴えをしなければな らない。この嫡出否認権は、夫のみが行使でき (774条)、 夫は子の出生を知って1年以内に、 否認の訴えを提起しなければならない(777条)。 民法 774 条と 777 条の立法目的として、嫡出否 認の出訴権は夫のみにあることで、家庭の平和 維持、夫婦間のプライバシーの保護という利益 に資する。また出訴期限に制限を設けたことで. 身分関係の早期安定をはかることができると いったことが挙げられている。

このように現行の嫡出否認の訴えは、あまりに厳格にすぎるため、判例・学説は、「推定が及ばない子」という概念を設け、一定の事情が認められる場合には、嫡出否認の訴えではなく、親子関係不存在確認の訴えにより法的父子関係を否定することができるとする。判例理論では、いわゆる「外観説」により、「推定が及ばないと認められる事情」として、①妻がその子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして

³⁾ 最一小判平 26 年 7 月 17 日民集 68 巻 6 号 545 頁, 判時 2235 号 14 頁

⁴⁾ 本判決には、金築裁判官、白木裁判官の各反対意 見、櫻井裁判官、山浦裁判官の各補足意見が付さ れている。

⁵⁾ 嫡出とは、婚姻関係にある男女から生まれることであり、生まれた子を嫡出子という。立法当時(明治31年)、DNA親子鑑定などは想定できなかった。母子関係は、分娩の事実によって客観的に親子関係が判断できたが、父子関係は、母子関係と違って分かりにくかった。そこで、妻が婚姻中に

子を懐胎(妊娠)した場合、その子は夫の子と推定される(民法 772条1項)。これを「嫡出推定」という。ただし、妻が婚姻中に懐胎したことの証明は容易ではなかったので、婚姻成立の日から200日後に出生した子、および婚姻解消の日から300日以内に出生した子を、婚姻中に懐胎したものと推定することにした(同条2項)。

⁶⁾ 民法 772 条1 項と 2 項を合わせて「嫡出推定制度」 という。

夫婦の実態が失われ、②又は遠隔地に居住して、 夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが 明らかであるなどの事情が存在する場合を挙げ ている 7)。すなわち、「推定が及ばない子」は、「親 子関係が存在するはずがない場合には、民法 772条の嫡出推定は働かない | (窪田 2009)。判 例が挙げている事情―長期の海外出張、収監、 出征一は、嫡出否認の例外の「事情」として異 論はないが、問題となるのが、DNA 親子鑑定の 結果、父子関係が成立しないという場合である。 これについては、学説の見解が分かれている。 学説では、①外観説:家庭の平和を考慮し、懐 胎期間中に性行為がなかったことが. 外観上明 白な場合(我妻, 1961), ②血縁説:科学的・客 観的に父子関係の不存在が明らかな場合(中川 1967). ③家庭破綻説:家庭の平和が既に破綻し ている場合には、血縁主義を優先する説(松倉 1973). ④新家庭形成説:家庭破綻説に修正を施 し、母、子、子の牛物学上の父が新家庭を形成 している場合(梶村 1997). (5)合意説: 当事者 (妻,子,夫) との合意がある場合(福永 1980) などがある。

本件は、「夫と子どの間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかである」「夫と妻が既に離婚して別居し、子が親権者である妻の子で監護されている」「子が現時点において夫の下で監護されておらず、妻及び生物学上の父の下で順調に成長している」といった事情があっても、嫡出否認制度の例外を認めるべき「事情」とはいえないとし、通説と従来から最高裁が採用してきた外観説を維持したものである。つまり、親子関係不存在確認の訴えではなく、嫡出否認の訴えをもって、当該父子関係を否定しなければならないと判断したものである。しかし、判決の根拠となった嫡出否認制度一嫡出否認の出訴権者は夫のみ、嫡出否認

の出訴期間は出生を知った日から1年以内―と. 嫡出推定制度―婚姻中に懐胎した子は夫の子と 推定する一は、1898年に制定されたもので、現 在. 否認権者や期間制限などが問題になってい る⁸⁾。また、120年前の明治時代と現代では、婚 姻制度, 法的親子関係に関する認識は変化して いる。本件においても補足意見として. 「旧来の 規定が社会の実情に沿わないものとなっている というのであれば、その解決は、裁判所におい て個別の具体的事案の解決として行うのではな く、国民の意識、子の福祉(子がその出自を知 ることの利益も含む)、プライバシー等に関する 妻の側の利益、科学技術の進歩や生殖補助医療 の進展, DNA 検査等の証拠としての取扱い方法, 養子制度や相続制度等との調整など諸般の事情 を踏まえ、立法政策の問題として検討されるべ きである」(櫻井裁判官)、「子が、充分に成長し て適切な判断力を備えて自己決定権を行使でき るようになった後に、 自ら父子関係を訴訟にお いて争う機会を設けるということも考えられる が、これは解釈の枠を超えた立法論というべき であろう | 「法解釈で対応できないような新たな 規範を作るのであれば、国民の中で十分議論を した上で立法をするほかはない。|(山浦裁判官) と示されている。

⁷⁾ 最高裁昭 44 年 5 月 29 日判決(民集 23 巻 6 号 1064 頁)

⁸⁾ 現行嫡出推定・否認制度による無戸籍子が発生す るという問題も発生している。婚姻中に懐胎した 子は、夫の子と推定するから、たとえ夫の子では ない場合にも、子は夫の嫡出子としての出生届し か認めていない。夫の嫡出子として出生届が受理 されると, 法的父子関係を否定するために, 親子 関係不存在確認の訴えをしなければならないが. 夫の DV から逃げて暮らしている場合は、DNA 鑑定や事実上婚姻破綻にあったことの証言など夫 の協力を得にくいことで、出生届を出さないこと もある。「届出義務者である母が、推定上の父を 父とする出生届の提出を望まない結果, 子が戸籍 に記載されない | 無戸籍者について法務省が把握 する数は年々増加しており、平成26年9月10日 ~平成29年11月10日現在,1,522人にのぼる。 そして、無戸籍者の約75%が、嫡出推定が無戸籍 の原因となっている (内閣府男女共同参画局 2017)。

以上をまとめると、本件に関しては親子関係の普遍的な問題とは別に、特異的な問題が存在する。普遍的な問題としては、「子の身分関係の法的安定」についてであり、生物学上の親子関係ではなくても、親が子を養育・監護し、愛着が形成される親子関係があれば、子の身分関係は安定すると捉えられる。特異的な問題としては、いつの時点での父と子の愛着関係を考慮するか一生物学的関係はないが父が子を養育していた2年間か、生物学的関係にある父が子を養育しているそれ以降か一があげられる。しかし、上記の問題に加えて、嫡出否認制度が制定された120年前と現在とでは婚姻制度や親子関係に関する認識は変化し、新たな問題も生じている。

飯岡 (2016) は、本件の争点である民法 772 条について、子の身分が早期に安定するという 効果があるとしても、子の利益のために定めら れたものではなく、(明治時代の戸主に統率権限 を与えていた) 家制度の名残や夫の立場. 利益 が優先していると指摘する。佐々木(2015)も 嫡出推定について、「まず婚姻があり、子は婚姻 の制度の中で誕生し養育されていくこと」が前 提となっていると指摘する。戸籍には、夫婦か ら生まれた嫡出子かそれ以外の非嫡出子かが明 記されているが、こうした非嫡出子に対する差 別撤退について、国連人権委員から日本は勧告 を受けている (United Nations 2019)。戦前の家 父長制(家長が強い権限をもって家族を統率す る) の家族原理は、戦後、夫婦家族にとってか わられた(雑賀 1978) ものの、現在においても 「家父長的家制」の名残(例えば, 結婚式場の「何々 家と何々家の結婚 という看板)が所々に潜ん でいる (申・千葉 2006)。しかし、こうした状 況は変わりつつある。内閣府経済社会総合研究 所(2016)の調査によると、男性の収入が女性 よりも低いカップルの場合、婚姻関係への移行 をためらう傾向にあるが、従来の結婚に対する 古い価値観にとらわれない多様な価値観を受け 入れることで、婚姻関係に移行する可能性は高まる。また、内閣府 (2016) の世論調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、41%が賛成 (男性の45%、女性37%が賛成)、54%が反対 (男性の49% 女性59%が反対) としており、賛成が反対を上回ったのは、70歳以上のみである (48%が賛成、46%が反対)。夫婦の収入に対する妻の収入の割合をみても、2000年が11%であったのに対して、2016年は14%と増加しており、「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」と考える割合は、2000年には33%であったのに対して2016年は54%と過半数を超えている (厚生労働省2017)。

2016年度の日本女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚・出産・育児年齢にあたる20歳代後半から30歳代にかけて下がり、その後労働市場に復帰するという特徴がみられる。こうした傾向はアメリカやヨーロッパでは1970年代にみられたものの今日ではみられない(労働政策研究・研修機構2018)。

このように、欧米とは遅れてはいるが、婚姻に 対する従来の古い認識や実態は変わりつつある。 また世帯構成にも変化がみられる。2018年の国 勢調査(総務省統計局 2015)によると.単独世 帯は35%に対して、夫婦と子どもから成る世帯 は27%である。そして、「ひとり親と子どもから 成る世帯 | は平成12年の8%から平成27年は 9%と増加している。しかし、「子は婚姻の制度 の中で誕生し養育されていく | (佐々木 2015) と いう認識は根強く存在しているように思われる。 嫡出子と非嫡出子の差別の存在を反映してか、日 本における婚外子の割合は欧米各国と比較して非 常に少ない。2016年のOECE 加盟国の婚外子の 割合をみると、チリ(73%)が最も多く、フラン $A(60\%), J \nu \dot{D}_{x} - (56\%), A \dot{D}_{x} - \ddot{F}_{y} (55\%),$ イギリス (48%). 日本 (2%). 韓国 (2%) であ る (OECD 2019)。 欧米では、法制度上、婚外子

差別は撤廃され、「嫡出」「非嫡出」の区別も廃止されている(二宮 2019)。

近年、科学技術の進歩や生殖補助医療の進展 により、生物学上とは異なる親子関係が存在す るようになり、生物学上の親子関係は、DNA 検 **査によって容易に判断できるようになった。そ** の結果、子が自身の出自を知る権利等の問題が 生じることとなったが、現在、生殖補助医療を 受けた父子・母子関係の在り方についての法律 は存在しない (飯岡 2016)。 佐々木 (2015) は、 本件最高裁判決は、 生殖補助医療により生まれ た子を含めた親子法制の整合性を図ることを選 択したと指摘する。明治時代と現代とでは、子 の誕生をとりまく社会の変化が著しいが、それ でもなお、嫡出推定制度は必要なのだろうか。 本件補足意見として. 現在の規定が社会の実情 に合わないのであれば、立法政策の問題として 検討されるべきであり(櫻井裁判官). 国民の中 で議論する必要がある(山浦裁判官)と述べら れていた。

以上をふまえ、本研究では、上記の最高裁判 決に対する市民の認識を明らかにする目的で調 査を実施した。当該判決に対する市民の認識は、 性別や年齢層によっても異なる可能性が考えら れる。すなわち、嫡出否認の出訴権が夫のみに あることから、女性よりも男性の方が当該判決 を評価することが予測される。また、近年、婚 姻制度、法的親子関係に関する認識は変化して いることから、低年齢層よりも高年齢層の方が 当該判決を評価することが予測される。

Ⅱ. 調査概要

調査概要は下記のとおりであった。

協力者 大手ネット調査会社マクロミル 9) に

登録している 市民 520 人(男女それぞれ 260 人。 平均 44.73 歳. SD=14.53) が調査に協力した。¹⁰⁾

材料 父子関係の推定に関わる法律,及び,本件の概要を用意した(付録参照)。また,本件の判決理由で言及された主要な内容9項目と判決(表1参照)に対して,6件法(1そう思わない~5そう思う,6質問の内容が理解できない)で回答を求めた。

手続き 協力者は各自、Web上に提示された問題に回答した。回答者が520人に達した時点で、調査は自動的に終了となった。

Ⅲ. 結果

本件「親子関係不存在確認」の訴えの最高裁判決に対する認識を明らかにするために、次の1~4の分析を行った。分析にあたっては、いずれかの質問に対して、"6(質問の意味がわからない)"を選択した参加者62人を分析から除外した。最終的な分析対象は458人(男238人、女220人)であった。また、上記で示したように、本件に対する認識は、性別、年齢層によって異

者に対しては、ログイン ID とパスワードが付与 される。依頼を受けた調査に参加することでモニ タにはポイントが付与され、ポイントは換金や景 品に変えることができる(依頼を受けた調査に参 加するか否かは自由意志による)。モニタ規約に 違反した場合(重複登録など)は、モニタ登録の 取消しまたはモニタ資格が抹消される。マクロミ ルによると、アフィリエイト広告、メールマガジ ン、雑誌など、多種類の媒体を通じて広く募集を 行い、特定層に偏らないよう配慮しており、重複 登録・不正登録を防止するためのシステムによる 登録時の自動チェックや、定期的な矛盾回答者の クリーニングなどによって、 品質の高いモニタを 構築している。上記プライバシーポリシーには. 個人情報の第三者提供について定められており. 取得した個人情報を適切に管理すること、あらか じめ本人の同意を得ることなく、他の情報と照合 することなく、その情報のみで直接特定の個人を 識別することができる情報(氏名・住所・電話番号・ 電子メールアドレス等)を第三者に提供すること はないとしている。本調査は、マクロミルの社内 ガイドラインに準拠した調査内容であると判断さ れた。

10) 本調査は、2016年3月25日~28日に、他の調査 の一部として実施した。

⁹⁾ マクロミルでは、モニタ規約、プライバシーポリシーを定めており、モニタ規約とプライバシーポリシーに同意した者が必要な情報を入力してモニタへの登録を行う。モニタ登録が承認された対象

表1. 各質問項目の回答結果の分散分析の結果

	火・・ロスロンロンロのは、ボンドンで			1 HX 12	1/1 ^ / 1/1				
	百岁	用		女		性別の	年齡群	なける日	有意差のみら
	. 項目	低群	高群	低群	高群	主効果	の主効果	文工作用	れた箇所
	「父子関係をすみやかに確定することで、子の利益をはかる」という	3.64	3.86	3.56	3.52	F (1, 454)	F (1, 454)	F (1, 454)	男(3.75)>
—	法律の機能は、現在においても重要である	(66.)	(66.)	(1.02)	(96:)	=5.05, p < .05, $\eta^{2} = .01$	=.93, .10 < p, $\eta^2 = .00$	=2.06, .10 < p, $\eta^2 = .00$	(3.54)
	「父子関係を否認する訴えが起こせるのは、夫だけである(妻や子は	3 16	9.75	9 50	086	F (1, 454)	F (1, 454)	F (1, 454)	(30.6) #
2	できない)」という法律は、子の身分関係を法的に安定させる上で重要である	(1.01)	(1.14)	(1.08)	(1.05)	$=6.57, p<.05,$ $\eta^{2}=.01$	=1.01, .10 < p, $\eta^2 = .00$	=9.38, p < .01, $\eta^{2} = .02$	(2.69)
	「父子関係を否認する訴えが起こせるのは、子の出生を知った時から	200	606	0.70	076	F (1, 454)	F (1, 454)	F (1, 454)	
3	1年以内に限られる」という法律で、訴える期限を設けているのは、 よの身体関係を注めに発売なみを下で再題である。	3.07	(1.23)	(1.13)	(1.11)	$=5.75, p<.05,$ $n^2=0.1$	=1.57, .10 < p,	$=1.13, 10 < p$, $n^2 = 00$	海(2.34)/ 女(2.69)
	1.ショル Mike Lichurt 文化にこる土、玉女、のの 決律上の父子関係を、夫婦関係の実態があったことを全く考慮やずに					"o. F (1, 454)	F (1.454)	F (1, 454)	
4	DNA 鑑定の結果(血のつながり)を最優先にして判断すると,子の	3.28	3.41	3.56	3.41	=.13,.10 < p,	=.80, .10 < p,	=.15, .10 < p,	
	法的な身分関係を不安定にする可能性がある	(1.09)	(1.03)	(1.06)	(1.00)	$\eta^{2}=.00$	η^{2} =.00	η^{2} =.00	
	血のつながりのある父と子, そして母との新たな生活が始まっている	02.6	606	10,4	0 01	F (1, 454)	F (1, 454)	F (1, 454)	
5	にもかかわらず、血のつながりのない戸籍上の父子関係を否認できな	0.70	20.0	4.01	10.0	=3.10, .10 < p,	=.24, .10 < p,	=3.71, .10 < p,	
	い場合、子どもが心理的に不安定になる恐れがある	(70.)	(66.)	(06.)	(00.)	$\eta^{2}=.01$	η^{2} =.00	η^{2} =.01	
	血のつながりのある父と子で 新たに安定した親子関係が築ける状況	3 30	340	3.33	3 47	F (1, 454)	F (1, 454)	F (1, 454)	
9	ニューマニノングライイン ボーニマイン デルコング ボッシャング であれば 血のつながりのない 口籍 Fの父子関係を否認する ベきだ	(06)	(101)	(1 08)	(6)	=.01, .10 < p,	=.71, .10 < p,	=.48, .10 < p,	
			(101)	(200.1)	(1)	$\eta^{2}=.00$	$\eta^{2}=.00$	$\eta^{2}=.00$	
	父子関係の否認を判断するにあたっては、母が夫(子にとっては血の	3 59	3.41	3.49	3.91	F (1, 454)	F (1, 454)	F (1, 454)	
7	つながりのない戸籍上の父)との元の家庭生活にもどる可能性も考慮	20:0	(81)	75.5 (96)	(83)	=3.22, .10 < p,	=3.66, .10 < p,	=.37, .10 < p,	
	する必要がある	(00:)	(.01)	(00.)	(00.)	η^{2} =.01	η^{2} =.01	$\eta^{2}=.00$	
	血のつながりのある父が、子との新たに安定した親子関係が築ける状	3.43	988	ر بار	2.44	F (1, 454)	F (1, 454)	F (1, 454)	
∞	況であれば, 血のつながりのない戸籍上の父よりも, 子を監督・保護	(08)	(63)	(86)	(87)	=1.36, .10 < p,	=1.25, .10 < p,	=.08, .10 < p,	
	2 きゃく					$\eta^{2}=.00$	$\eta^{2}=.00$	$\eta^{2}=.00$	
	子が成長した後に,「血のつながりのない戸籍上の父子関係を破棄し	3.65	698	3 80	3 60	F (1, 454)	F (1, 454)	F (1, 454)	
6	たい」、「血のつながりのある父との父子関係を法的に認めて欲しい」	(06)	(68)	(46)	(96)	=3.17, .10 < p,	=1.78, .10 < p,	=1.13, .10 < p,	
	という訴えができるよう,法律で定めるべきだ	93:	60.	(7.2)		$\eta^{2}=.01$	$\eta^{2}=.00$	$\eta^{2}=.00$	
	最高裁判所の判断(他のつたがりのない父子に注律上の父子関係が あ	3 27	330	3.21	3 00	F (1, 454)	F (1, 454)	F (1, 454)	
☆		(1.08)	(1.02)	(.95)	(.91)	$=2.00, .10 < p,$ $n^2 = 0.0$	$=.21, .10 < p,$ $n^2 = .00$	=.72, .10 < p,	
进	低群・高群の数値は平均 (SD)								

なる可能性があるため、性別と年齢群別に下記 の分析を行った。

- 1. 本件判決に対する認識が、性別、年齢によっ て異なるかについて確かめた。年齢について は、参加者の年齢の中央値(45歳)以上を高 群,中央値未満を低群とした。各群の内訳は、 男 - 高群 (122 人. 平均 57.51. SD=8.55). 男 -低群 (116 人. 平均 32.25 歳. SD=7.01). 女 -高群 (108 人, 平均 57.16 歳, SD=7.83), 女-低群 (112 人 平均 33.35 歳、SD=6.72) であっ た。そして、各質問項目について、年齢(2: 低群、高群)と性別(2:男、女)を要因と する2要因の分散分析を行った。表1に、各 項目の主効果、交互作用の結果を示した。表 1によると、項目1.2.3において、性別の 主効果が有意で、いずれも男が女よりも有意 に高かった (b<.05)。項目 2 については、交 互作用が有意であったため、 単純主効果の検 定を行った。その結果、年齢低群における性 別の効果が有意で(F(1.454)=15.82. *b*<.01), 男 (3.16) が女 (2.59) よりも高かっ た。また、男における年齢群の効果が有意で (F (1, 454) =8.28, p<.01), 年齢低群 (3.16) が年齢高群(2.75)よりも高かった。上記以 外については有意な効果は得られなかった $(p>.10)_{\circ}$
- 2. 「父子関係の決定」に対する認識の背後に影響する要因があるかを確かめるために、各項目の評定値に対して因子分析を行った。1回目の因子分析(主因子法)によって、固有値は、2.08、1.95、.99と変化した。因子数を2として、2回目の因子分析を行った(主因子法、プロマックス回転。これ以降も同様)結果、項目7の因子得点は因子1が.21、因子2が.28と小さかったため、これを除き、3回目の因子分析を行った。その結果、2因子を抽出した(表2)。第1因子は、本件の最

高裁判決を支持する内容が含まれていることから「現行法遵守志向因子」と命名した。また、第2因子は、当該判決とは異なる見解を示す内容が含まれていることから、「現行法改正志向因子」と命名した。

次に、因子得点が性別、年齢群、因子によっ て異なるかを確かめるために、性別(2:男. 女). 年齢群 (2: 低群. 高群). 因子 (2: 現 行法遵守志向因子. 現行法改正志向因子) を 要因とする3要因の分散分析を行った。その 結果. 性別と因子の交互作用が有意であった が、それ以外に有意な効果はみられなかった (表3)。性別と因子の交互作用について単純 主効果の検定を行った結果、「現行法遵守志 向因子 | における性別の効果 (F(1.908) =6.83. b<.10). 男における因子の効果 (F(1. 908) =4.18, p<.05), 女における因子の効果 (F (1,908) =4.66, p<.05) が有意であった。「現 行改正志向因子 | における性別の効果は有意 ではなかった (b>.10)。男女別の各因子・因 子得点を図1に示した。

以上, 因子分析の結果, 「父子関係の決定」

表 2. 「父子関係の決定」の因子構造

でロ	因子				
項目 -	F1	F2			
3	.81	08			
2	.62	10			
4	.44	.17			
1	.34	.18			
8	.00	.59			
9	07	.59			
6	.04	.56			
5	.21	.44			
 因子寄与	1.41	1.25			
因子寄与率 (%)	17.62	15.65			
累積寄与率 (%)		33.28			
因子間相関					
F 2	10				

注)項目:表1の項目

F1: 現行法遵守志向, F2: 現行法改正志向

				•		1.07,111	, - ,,,,,,,,				
性別	身	月	1	χ	_		性別と		性別と	年齢群と	性別と
年齢群	低群	高群	低群	高群	性別の 主効果	年齢群の 主効果	年齢群の 交互作用	因子の 主効果	因子の 交互作用	因子の 交互作用	年齢群と 因子の 交互作用
F1	.18	.02	12	09	F (1, 454)						
1.1	(.85)	(.94)	(.83)	(.80)	=.33,	=.89,	=.00,	=.01,	=8.84,	=.13,	=2.56,
150	10	04	.13	.01	<i>p</i> >.10,	<i>p</i> >.10,	<i>p</i> >.10,	<i>p</i> >.10,	<i>p</i> <.01,	<i>p</i> >.10,	p>.10,
F2	(71)	(87)	(80)	(82)	$n^2 = .00$	$n^2 = .00$	$n^2 = .00$	$n^2 = .00$	$n^2 = .02$	$n^2 = .00$	$n^2 = .01$

表 3. 因子得点に対する分散分析結果

注)F1: 現行法遵守因子,F2: 現行法改正志向因子,低群・高群の数値は平均 (SD)

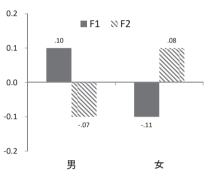


図 1. 男女別 F1 (現行法遵守因子)・F2 (現行 法改正志向因子) 因子得点

に対する認識の背後に影響する要因として,2つの因子,「現行法遵守志向因子」と「現行法 改正志向因子」が抽出された。「現行法遵守志 向因子」の因子得点は,男(.10)が女(-.11) よりも有意に高かった(p<.05)。また男の場合, 「現行法遵守志向因子」(.10)が「現行法改正 志向因子」(-.07)よりも有意に高かったのに 対して,女の場合,「現行法改正志向因子」(.08) が「現行法遵守志向因子」(-.11)よりも有意 に高かった(p<.05)。

3. 上記 2 つの因子, 性別, 年齢が, 本件の最高 裁判決の認識にどのように影響するのかを確 かめるために, パス解析を行った。図 2 は, 最終的に得られたモデルである (GFI=1.00, AGFI=.99, RMR=.01, RMSEA=.02, CFI=.99, χ^2 =3.41, 自由度 =3, 有意確率 =.33)。図 2 に よると, 「現行法遵守志向因子」が, 最高裁

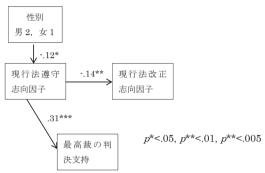


図 2. パス解析の結果

の判決に対する評価に正の影響を及ぼしており、男の方が「現行法遵守志向因子」に正の 影響を及ぼしている。その一方で、「現行法 改正志向因子」は、最高裁の判決に影響を及 ぼしておらず、当該因子に対する性別の影響 もみられなかった。

Ⅳ. 考察

調査の結果 (表 1)、本件の最高裁判決(血のつながりのない父子に法律上の父子関係があると判断)への評価は、5件法(1 そう思わない~5 そう思う)で、 $3.1 \sim 3.3$ の範囲であり、否定的、あるいは肯定的評価の偏りはみられなかった。また、性別、年齢群による認識の違いもみられなかった。その一方で、一部の判決理由についての評価は、男女で異なった。性別による認識にちがいがみられたのは、項目 1 (「父子関係をすみやかに確定することで、子の利益をはかる」

という法律の機能は、現在においても重要であ る). 項目2(「父子関係を否認する訴えが起こ せるのは、夫だけである(妻や子はできない)| という法律は、子の身分関係を法的に安定させ る上で重要である)、項目3(「父子関係を否認 する訴えが起こせるのは、子の出生を知った時 から1年以内に限られる | という法律で、訴え る期限を設けているのは、子の身分関係を法的 に安定させる上で重要である)であり、いずれ も男性が女性よりも評定値が有意に高かった。 また、上記の項目2については、年齢低群で男 (3.16) が女(2.59) よりも評定値が有意に高く. 男で年齢低群 (3.16) が年齢高群 (2.75) よりも 評定値が有意に高かった。女の評定値が低く. 年齢群によるちがいがみられなかったのは、年 齢にかかわらず、女性の場合、妻の立場から問 題を捉えて、判断したからなのかもしれない。 一方で、男性の場合、44歳以下の年齢低群は、 45歳以上の年齢高群と比較して、「父子関係の 推定しの問題をより現実的に捉え、自身に有利 な判断を下した可能性が考えられる。項目5(血 のつながりのある父と子、そして母との新たな 生活が始まっているにもかかわらず、血のつな がりのない戸籍上の父子関係を否認できない場 合. 子どもが心理的に不安定になる恐れがある) の評定値は、3.70~4.01の範囲と肯定よりの傾 向にあり、項目9(子が成長した後に、「血のつ ながりのない戸籍上の父子関係を破棄したい |. 「血のつながりのある父との父子関係を法的に認 めて欲しい」という訴えができるよう。法律で 定めるべきだ) の評定値も 3.62~ 3.89 の範囲と 肯定よりの傾向にあった。これらの評定値が. 性別や年齢群による有意なちがいがみられな かったことは、妻や夫の立場にかかわらず、子 の立場を優先し、現実的な子の幸せを願うあら われだと思われる。

因子分析の結果,本件の最高裁判決理由の認 識に影響する,2つの因子,「現行法遵守志向因 子 | と「現行法改正志向因子 | が抽出された (表 2)。そして、「現行法遵守因子 | 因子得点は、男 (.10) の方が女(-.11) よりも有意に高く(図1). 男性の場合。「現行法遵守志向因子」の方が、女 性の場合、「現行法改正志向因子」の方が、他の 因子よりも因子得点が有意に高かった(図2)。 すなわち、性別によって、「親子関係不存在確認 | の訴えに対する認識の捉え方が異なることが示 された。このことは、図3のパス解析の結果か らも示されている。図3によると、性別によっ て「現行法遵守志向因子」への影響の強さは異 なり、 当該因子が最高裁の判決に正の影響を及 ぼしている。しかし「現行法改正志向因子」が 最高裁の判決に負の影響を及ぼすことは認めら れなかった。本調査はネットによる調査であり、 深い議論を伴うものではなかった。調査協力者 は、当該問題に多少の関心をもつ者に偏ってい た可能性もあり、本調査の結果からだけで市民 の認識が十分に明確になるものではないが. い くつかの重要な示唆を得ることができた。

本調査の結果から、性別、年齢によらず「子 の幸せを願う | ことに対しては、肯定よりの傾 向にあることが示された。しかし、性別による 立場の違い (例えば父親の観点から認識するか. 母親の立場から認識するか. 男性の場合には. どの程度父親の立場から現実的問題として捉え るか), 自身がおかれた状況, 本件と関連するケー スの知識. 個人特性(性役割についての認識や. 権威主義傾向など) 等の多種な要因によって当 該判決に対する認識が異なった可能性も考えら れる。本件では、母親の不倫の結果、子が生ま れたため、母親よりも子の戸籍上の父親に対す る同情が判断に影響した可能性も考えられる。 さらに、同じ「親子関係不存在確認 |の訴えであっ ても、家族間の関係、子のおかれている状況に 関する情報や、いつの時点での父子関係を重視 して判断したのかには、個人差があったと思わ れる。今後の調査では、判断理由についても回

答を求め、本研究で明らかにされなかった上記 の点について明らかにするとともに、本研究で 取り上げた事案のように複雑な要因が交絡しな い事案を用いて調査をする必要があるだろう。

最高裁は、代理出産やDNA親子鑑定の容易さなど、法の予定していなかった問題について、立法による問題解決を求めている。確かに、現行の嫡出推定・否認制度は改正が必要なことは間違いないだろう。本調査の結果で示されたように、子の福祉を第一に考えるということに関して、性別、年齢、立場に関わらず、市民の同意が得られるのであれば、社会の変化や子のおかれる環境の変化にともない、嫡出推定・否認制度を改正することに対して、一定の理解は得られると思われる。

参考文献

我妻栄(1961)家族法. 有斐閣.

- 飯岡久美(2016)家族法をめぐる現状と諸問題 実父 子関係の成否をめぐる法制度の現状と課題. 自由 と正義. 67 巻. 11 号. 23-28.
- 梶村太市(1997)嫡出否認の訴えと親子関係不存在確認の訴え、判例タイムズ、934号、35-46.
- 福永有利 (1980) 嫡出推定と父子関係不存在確認. 別 冊判タイムズ, 8号, 252-254.
- 厚生労働省(2016) 平成29年度版 労働経済の分析 -イノベーションの促進とワーク・ライフ・バラ ンスの実現に向けた課題— 第Ⅱ部第2章 働き方 をめぐる環境の変化とワーク・ライフ・バランス の実現.(2019年7月16日取得https://www. mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/17/17-1.html).
- 窪田充見 (2009) 嫡出推定制度の周辺―いわゆる 300 日問題を含めて. 法学教室, 340 号, 27-41.
- 松倉耕作 (1973) 批判. 法律時報, 45 巻, 14 号, 130-134.
- 内閣府 (2016) 男女共同参画社会に関する世論調査 (2016 年 9 月) (2019 年 7 月 15 日 取 得 https://survey.gov-online.go.jp/h28/h28-danjo/index.

html).

- 内閣府経済社会総合研究所 (2016) 結婚の意思決定に 関する分析~「結婚の意思決定に関する意識調査」 の 個 票 を 用 い て ~. (2019 年 7 月 15 日 取 得 http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_ dis332/e_dis332.pdf).
- 内閣府男女共同参画局 (2017) 資料 5 法務省説明資料 (2017 年 12 月 25 日) (2018 年 12 月 3 日 取 得 http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/borvoku/siryo/pdf/bo90-5.pdf.).
- 中川善之助(1967)親訂・親族法. 青林書院.
- 二宮周平 (2019) 多様化する家族と法 I 個人の尊重 から考える - . 株式会社 朝陽会.
- 二宮周平(2013)家族法第4版,新世社。
- OECD (2019) Family Database 1.The structure of families (SF) 2.4 Share of births outside of marriage. (2019 年 7 月 15 日 取 得 http://www.oecd.org/els/family/database.htm).
- 労働政策研究・研修機構 (2018) データブック国際労働比較 2018 2. 人口・労働力人口 (2019年7月15日取得 https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2018/index.html).
- 総務省統計力 (2015) 平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本集計結果 (平成 29 年 9 月 27 日) (2019 年 7 月 8 日取得 https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon3/pdf/gaiyou.pdf).
- 佐々木陽子 (2015)婚姻制度と血縁主義. 鹿児島国際 大学福祉社会学部論集. 33 巻. 3 号. 1-12.
- 申蓮花・千葉貢(2006)日本の家父長的家制度について一農村における「家」の諸関係を中心に. 地域政策研究,第8巻,第4号,99-104.
- United Nations (2019) Concluding Observations on the Combined Fourth and Fifth Periodic Reports of Japan (2019年5月5日) (2019年7月15日取得 https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2fJPN%2fCO%2f4-5&Lang=en).
- 雑賀(1978)家族制度の変遷と教育. 教育学雑誌, 12 巻, 45-54.

(受稿日:2018,12,3)

(受理日 [査読実施後]: 2019. 8. 9)

付録

下記は、父子関係の推定に関する情報です。 よくお読みいただいた上で、後の質問にお答えください。

父子関係の推定に関する法律として以下があります。

- *結婚している妻が妊娠した子は、法律的には、夫の子であると推定されます(民法 772 条1項)
- *夫は、夫の子であるという推定を否認することができます(民法 774条)
- *夫の子であるという推定を否認するためには、夫は、裁判に訴えなければなりません(民法 775 条) *また、この訴えを起こすことができるのは、夫が子の出生を知った時から1年以内に限られます(民 法 777 条)

これらの法律は、明治 31 年に施行された旧民法の内容から基本的には変わっていません。 当時は、DNA 鑑定はもちろんのこと、血液型さえも知られていませんでした。

現在では、これらの法律は現実にそぐわないとする見方がある一方で、 法律上の父子関係をすみやかに確定し、子の利益をはかるというこれら法律の機能については、 現在でもその重要性が失われてはいないとする考えがあります。

- ●さきごろ、「父子関係が裁判で争われたケース」として、次のものがありました。
- *夫婦の子として、およそ2年間養育されていた子が、DNA鑑定の結果、 妻の不倫相手の子であることが明らかとなりました。 妻は子を連れて出ていき、不倫相手との生活を開始しました。
- *夫は法律上の父子関係の維持を希望していましたが、(子の法定代理人として)妻が、 血のつながりのない夫と子との法律上の父子関係を否認するよう訴えを起こしました。
- *しかし、最高裁判所は、父子関係の推定に関する法律に従い、この訴えを認めませんでした (つまり、血のつながりのない父子に法律上の父子関係があると判断しました)。

この判決について、あなたのお考えをおたずねします。

各質問に、「どの程度そう思うか」お答えください。

もし質問の内容が理解できない場合は、「6. 質問の内容が理解できない | を選択してください。

Original Article

Determining father-child relationships and DNA analysis: Legislative issues to consider from a survey on public awareness

YAMASAKI Yuko and KIM Sungeun

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University)

A father-child relationship in a family register does not necessarily indicate biological parentage. As a result of DNA tests, it is now possible to prove that the father as per the family register is not the biological father of a child. This may result in a dispute during a civil trial when determining the father-child relationship. One example of this scenario is a case which the Supreme Court disputed in 2014. The legitimate presumption and the legitimate denial system was prescribed by the Civil Code 120 years ago. Judgments were based on the interpretation of the Civil Code. In order to clarify citizens' awareness of the various arguments concerning the Supreme Court's decision and the determination of the father-child relationship, in March 2016, an internet survey was conducted on 520 citizens who were not biased toward gender and age. The results revealed that there was no bias in the decision. We also concluded that the preference for the position of the child and the father-child relationship, regardless of gender or age group, should be prioritized. However, men tend to obey current laws while women are more inclined toward revising existing laws. From the time when the legitimate presumption and legitimate denial system was established, problems such as surrogate births and the ease of DNA parentage tests arose. The Supreme Court has tried to solve these problems by employing legislative solutions. It is necessary to consider the welfare of the child as the top priority. Furthermore, if the consent of the citizen is obtained regardless of gender, age, or position, it will not lead to a change in the child's environment or society. It is expected that a certain level of understanding will be achieved once the legitimacy estimation and denial system is revised. Regardless of gender, age, and position, if citizens agree that the welfare of the child should be prioritized, they might allow the revision of the legitimate presumption and legitimate denial system in accordance with the changes in the child's environment and society.

Key Words: Estimated DNA analysis of paternity relationship, Net surveillance, Civil trial *RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES*, No.40, 15–26, 2019.